

<滋賀県>大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

法律名等	規制の対象となる内容	相談窓口
国土利用計画法	1. 土地に関する権利の移転等の契約を締結したとき ・市街化区域 2,000 m ² 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 5,000 m ² 以上 ・都市計画区域以外の区域 10,000 m ² 以上 2. 土地に関する権利の移転等の契約を締結しようとするとき（注） （規制区域の場合） ・面積要件なし：全ての土地取引が対象 （注視区域の場合） ・市街化区域 2,000 m ² 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 5,000 m ² 以上 ・都市計画区域以外の区域 10,000 m ² 以上 （監視区域の場合） ・県規則で定める面積以上 （注）現在、県内において規制区域、注視区域、監視区域の指定はないため、 「2」の適用はありません。	県民活動生活課土地対策係 077-528-3417 各市町土地取引規制担当課
滋賀県土地利用に関する指導要綱	10,000 m ² 以上の土地または水面にあっては、満水時の水面面積が1,000 m ² 以上もしくは貯水量が1,000 m ³ 以上の湖沼である土地において、開発事業（土地に係る区画形質の変更または施設の整備に関する事業）を行おうとするとき	県民活動生活課土地対策係 077-528-3417
土壌汚染対策法 滋賀県公害防止条例	1. 3,000 m ² 以上の土地の形質の変更をするとき 2. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更をするとき 3. 汚染土壌の搬出をするとき 4. 指定有害物質使用地において、土地の形質の変更をするとき	環境政策課環境管理係 077-528-3365 各環境事務所または大津市役所
滋賀県環境影響評価条例	条例で定める土地の形状の変更、工作物の新設等しようとするとき	環境政策課環境管理係 077-528-3357

<滋賀県>大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	1. 保全地域内で一定の行為をしようとするとき 2. 普通地域内で一定の行為をしようとするとき	琵琶湖保全再生課水質・生態系係 077-528-3463 各環境事務所
森林法	1. 森林地域（地域森林計画対象民有林）内での開発行為で1haをこえるもの ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5haをこえるもの 2. 保安林及び保安施設地区内において行為をしようとするとき 3. 保安林を保安林以外のものに転用するとき（1～3号保安林） 4. 保安林を保安林以外のものに転用するとき（4号以下保安林）	森林保全課森林管理係 077-528-3931 各森林整備事務所
自然公園法 滋賀県立自然公園条例	1. 国定公園（または県立自然公園）の特別地域、特別保護地区内で一定の行為（自然公園法第20条第3項各号および滋賀県立自然公園条例第16条第3項各号に掲げる行為）をしようとするとき 2. 国定公園（または県立自然公園）の普通地域内で一定の行為（自然公園法第33条第1項各号および滋賀県立自然公園条例第26条第1項各号に掲げる行為）をしようとするとき	自然環境保全課自然公園・企画係 077-528-3481 各環境事務所
滋賀県自然環境保全条例	1. 緑地環境保全地域内で一定の行為（滋賀県自然環境保全条例第20条第1項に掲げる行為）をしようとするとき 2. 自然環境保全協定を締結する行為の基準（滋賀県自然環境保全条例施行規則第18条）を満たす行為をしようとするとき	自然環境保全課自然公園・企画係 077-528-3481
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき	自然環境保全課生物多様性戦略推進室 077-528-3483
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区の区域内において土地の形質変更などの行為をしようとするとき	自然環境保全課生物多様性戦略推進室 077-528-3483

<滋賀県>大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地（指定区域）内において土地の形質の変更をしようとするとき	循環社会推進課廃棄物対策室 廃棄物指導係 077-528-3474 各環境事務所または大津市役所
工場立地法	敷地面積が9,000 m ² 以上又は建築面積が3,000 m ² 以上の製造業等に係る工場又は事業場の新設・増設および緑地・環境施設の改廃（90日前）をしようとするとき	各市町担当課
農業振興地域の整備に関する法律	市町が定める農用地区域内の土地においてメガソーラー等を設置しようとするとき	各市町農業振興地域制度担当課
農地法	1. 農地を農地以外のものにするとき、または農地等を農地等以外のものにするため、権利の移転または設定をしようとするとき（大津市管内は2ha以下のとき、大津市以外の市町は4ha以下のとき）	各市町農業委員会
	2. 同上（大津市管内は2ha超のとき、大津市以外の市町は4ha超のとき）	農政課農地係 077-528-3815
地すべり等防止法	地すべり防止区域内で行為をしようとするとき	農村振興課農村整備・防災係 077-528-3964 各森林整備事務所 各土木事務所
砂防法	砂防指定地内で行為をしようとするとき	各土木事務所
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域で行為をしようとするとき	各土木事務所

<滋賀県>大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

<p>景観法</p>	<p>景観計画区域における次に掲げる行為をするとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の新築等 2. 工作物の新設等 3. 開発行為等 4. 景観行政団体が条例で定める行為 	<p>都市計画課景観係 077-528-4184 景観行政団体である市の担当課 (13市) 各土木事務所(東近江、湖東)</p>
<p>滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例</p>	<p>次に掲げる行為をするとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転 2. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3. 木材の伐採 4. 土石の類の採取 5. 水面の埋立てまたは干拓 6. 建築物等の色彩の変更 7. 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 	<p>都市計画課景観係 077-528-4184 各市町風致地区担当課</p>
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)</p>	<p>歴史的風致維持向上地区計画の区域(歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。)内で次に掲げる行為をするとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の区画形質の変更 2. 建築物等の新築、改築または増築 3. その他政令で定める行為 	<p>都市計画課景観係 077-528-4184 彦根市、長浜市歴史まちづくり法担当課</p>
<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)</p>	<p>歴史的風土保存区域内において、行為をしようとするとき</p>	<p>都市計画課景観係 077-528-4184 大津市古都保存法担当課</p>

<滋賀県>大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

都市計画法	一定規模以上の開発行為を行おうとするとき、その他、開発許可を受けた土地あるいは市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地において一定の建築行為等を行おうとするとき	13市域 各市開発許可担当課 6町域 住宅課宅地係 077-528-4240
盛土規制法	改正前の宅地造成等規制法により指定されている宅地造成工事規制区域内において一定の宅地造成に関する工事を行おうとするとき	大津市、長浜市、高島市
建築基準法	建築物・工作物を建築・築造しようとするとき ※建築物・工作物に該当するかどうかについては確認が必要。 なお、電気事業法の適用を受ける工作物については適用除外。	7市域（特定行政庁：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市） 各市建築指導担当課 その他の区域 建築課建築指導室指導係 077-528-4258 甲賀・湖東・高島土木事務所
河川法	1. 河川区域内で行為等を行おうとするとき 2. 河川保全区域または河川予定地において行為を行おうとするとき 3. 河川保全立体区域または河川予定立体区域において行為を行おうとするとき 4. 河川区域内における土石等を採取しようとするとき	流域政策局河川・港湾室河川行政係 077-528-4156 各土木事務所
文化財保護法	1. 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為を行おうとするとき（発掘に着手する60日前） 2. 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為を行おうとするとき	文化財保護課埋蔵文化財係 077-528-4675 文化財保護課記念物係 077-528-4674 各市町教育委員会文化財担当課

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

滋賀県文化財保護条例	県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化財保護課埋蔵文化財係 077-528-4675 文化財保護課記念物係 077-528-4674
------------	----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

※上記の他、関係法令として電気事業法、鉱業法、消防法等があります。

各土木事務所電話番号

各土木事務所名	管轄(市・町)	電話番号
大津土木事務所	大津市	077-524-2813
南部土木事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-567-5435
甲賀土木事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6130
東近江土木事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	0748-22-7740
湖東土木事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2243
長浜土木事務所	長浜市(うち旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町は除く)、米原市	0749-65-6644
長浜土木事務所木之本支所	長浜市(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)	0749-82-3705
高島土木事務所	高島市	0740-22-6047

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

※ 建築基準法に係る各土木事務所の管轄は以下のとおりです。

各土木事務所名	管轄(市・町)
甲賀土木事務所	栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、日野町、竜王町
湖東土木事務所	米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
高島土木事務所	高島市

各環境事務所・大津市役所電話番号（土壌汚染関係）

名称	管轄(市・町)	電話番号
大津市役所	大津市	077-528-2735
南部環境事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-567-5444
甲賀環境事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6134
東近江環境事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	0748-22-7758
湖東環境事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2255
湖北環境事務所	長浜市、米原市	0749-65-6650
高島環境事務所	高島市	0740-22-6066

<滋賀県>大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表

各環境事務所・大津市役所電話番号（廃棄物対策関係）

名称	管轄(市・町)	電話番号
大津市役所	大津市	077-528-2062
南部環境事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-567-5456
甲賀環境事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6134
東近江環境事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	0748-22-7759
湖東環境事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2255
湖北環境事務所	長浜市、米原市	0749-65-6653
高島環境事務所	高島市	0740-22-6066